

(平成25年10月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から41年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで

私は、昭和37年11月に結婚し、それまで母が納付してくれた1年8か月間の国民年金保険料を無駄にしないように、国民年金に任意で加入して保険料を納付してきたが、納付記録を見ると申立期間①及び②が未納期間となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は当該期間に係る国民年金保険料の領収証書を所持し、保険料が納付されていることが確認できるが、オンライン記録では申立期間の保険料が未納となっている。このことについて、A年金事務所は、「特殊台帳に納付月数だけの記録しか無く（申立人の場合は6か月）、納付月が分からない場合、前に詰めて電算処理が行われていたということを聞いたことがあるが、申立人の場合にも、そのような処理がなされたか、それとも、昭和41年度は1年分保険料が納付されていて、当該領収証書の記録が未納とされたのか、不明。」と回答していることから、当時の事務処理状況は不明であり納付していたと判断せざるを得ない。

一方、申立期間①については、申立人は、「昭和37年11月に結婚し、B（地名）からC（地名）へ転居した。D（地名）には42年頃から居住した。」と申述しているところ、申立人の所持する国民年金手帳には、変更後の最初の住所がD（地名）と記載されており、B（地名）からC（地名）へ転居した後、42年頃まで国民年金の住所変更手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和 37 年 11 月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得している旨記載されているものの、申立期間①に係る印紙検認記録欄に検認印が押されていないことから、現年度納付は行われていないと推認できる上、昭和 37 年度及び 38 年度の印紙検認台紙は、「昭和 42 年」と読める割印により切り離されていることから（39 年度及び 40 年度の割印の年数は切り離されて不明）、申立人の国民年金の C（地名）への住所変更手続は昭和 42 年 1 月以降に行われたことがうかがえる。

さらに、上記の国民年金の住所変更手続時点において、申立期間①の過半の保険料は時効により納付することができない上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和41年4月1日にA事業所に就職し、43年3月31日に同事業所の後継事業所であるC事業所（当時）を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の回答及び申立人から提出された人事異動通知書から判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し（昭和41年11月1日に同事業所からC事業所に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和41年10月30日（現在は、41年11月1日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所とはなっていない。

しかし、B事業所は、「A事業所の解散時に雇用していた職員については、全員をC事業所の職員として引き続き雇用した。」と回答しているところ、オンライン記録から、昭和41年10月30日にA事業所において、厚生年金

保険の被保険者資格を喪失した 41 人全員が、C 事業所の厚生年金保険の新規適用日である同年 11 月 1 日に同事業所において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A 事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年9月12日まで

私は、昭和30年4月1日から32年9月12日までの期間、A社において坑内員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者種別が第1種被保険者とされていることに納得できない。調査の上、被保険者種別を第3種被保険者に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚は、「申立人は、トロッコを用いて炭鉱の内側から外側に石炭を運搬する仕事をしていた。」と述べていることから、申立人は坑内員として勤務していたと推認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和29年6月から30年7月までに厚生年金保険被保険者資格を取得した男性被保険者26人（第1種6人、第3種20人）及び申立人について、申立期間中の標準報酬等級の推移を比較すると、適用年月日の時期によって差はあるものの、申立人の標準報酬等級は、第1種被保険者の標準報酬等級より1等級から7等級高く、第3種被保険者の標準報酬等級と同等の推移であることが確認できる。

さらに、上述の元同僚のうちの一人名は、申立人と一緒に石炭運搬をしていた元同僚の氏名を3人挙げているところ、当該元同僚3人の年金記録は

厚生年金保険第3種被保険者として資格取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について第3種被保険者であったと認められるとともに、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和39年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係者の所在も不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

私はA社に勤務していたが、平成17年12月2日支給の賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳及び賞与支給明細一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細一覧表において確認できる支給額合計及び厚生年金保険料控除額から、12万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成16年3月から17年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月1日から17年9月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、その前後の期間とほぼ同額の給与を受けていたにもかかわらず、著しく下がっている。この件に関して、当時、会社からは何も通知を受けていなかった。納得できないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社における標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書

で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉国民年金 事案 4525

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から同年9月まで

私は、昭和40年夏頃、夫から「今まで勤務していた会社を辞めることになり、厚生年金保険が切れるので、A銀行（現在は、B銀行）で何百円かの国民年金の保険料を払ってきた。」と聞き、2枚の領収証書を渡されたことを記憶している。申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立期間当時、夫から、申立期間に係る国民年金保険料の領収証書を渡されたことを記憶している。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月18日に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の記録から、申立人は同年7月頃に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立人の妻の主張と相違する。

また、申立人の特殊台帳の記録により、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和48年12月15日に遡って、国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である（なお、オンライン記録によると、国民年金被保険者の資格取得日は、平成20年5月19日付けで昭和49年4月21日に変更されている。）。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和50年7

月時点において、第2回特例納付が実施されており、申立期間の保険料は特例納付が可能であったが、申立人は既に亡くなっており、申立人の妻は、加入手続及び保険料納付に関与しておらず、「私は、夫から、国民年金保険料を払ってきたことを聞き、領収証書を受け取っただけである。」と回答しているため、申立人の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から9年2月まで

私は、これまで母に国民年金保険料の納付を管理してもらっていた。保険料の納付を促す手紙が届いたときに、母がA市役所に相談に行き、申立期間のうち平成3年3月から5年間分の保険料については、窓口で納付し、それ以降の保険料については、毎年、1年分一括で納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、「はっきりとは覚えていないが、多分、平成8年頃にA市役所の窓口で、申立期間のうち3年3月から5年間分の保険料を一括納付し、それ以降の保険料は毎年、1年分を一括で納付した。」と申述しているが、8年の時点を基準にすると、当該5年間分の保険料には時効により納付することができない保険料が含まれることになる上、時効となった未納保険料を納付可能とした特例納付は過去に3回実施されていたが、昭和55年6月30日に終了しており、制度上、平成8年に5年間分の保険料を一括納付することはできない。

また、オンライン記録において、申立期間直後の平成9年3月から12年3月までの保険料は11年4月21日に一括納付されていること、及び平成12年度以降の保険料は各年度当初に1年分が一括で前納されていることが確認できる。

以上の状況を踏まえると、申立人の母が平成8年頃に一括納付したとする記憶は、11年4月21日に一括納付された記録に係るものである可能性も否定できない。

さらに、申立人及びその母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から同年12月までの期間及び37年1月から42年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から同年12月まで
② 昭和37年1月から42年12月まで

国民年金制度発足時に、私がA（地名）で国民年金の加入手続を行い、昭和36年10月*日に結婚に伴い、B市（現在は、C市）に転居することとなり、義父がB市役所（当時）で私の転入手続及び国民年金の住所変更手続を行ってくれた。その後、同年10月3日に私が申立期間①の国民年金保険料をA（地名）で納付し、B市に実際に引っ越したのは同年10月15日であった。

その後、昭和38年6月頃に、約2年以内の保険料の未納通知がA（地名）社会保険事務所（当時）から届いたので、同社会保険事務所に問い合わせたところ、「B市で納付できる。」との回答を受け、慌ててB市役所の窓口に出向き、それまで未納だった期間の保険料を同市役所内にあったD銀行（当時）の出張所にまとめて納付した。以降3か月ごとに保険料の納付書が届き、同出張所及び同出張所が閉鎖された後はB駅前にあったD銀行B支店（当時）で定期的に納付していた。

申立期間①及び②の保険料が未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、本申立てにおいて、「国民年金納付の経緯（詳細）」と題する文書を提出しており、国民年金の加入手続の状況を始め、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付の状況等について記載しているものの、

当該文書には納付金額、納付方法等に関する具体的な記載は無く、申立人に説明を求めても、その記憶は明確ではなく、申立期間①及び②に係る保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、「昭和38年6月頃、A（地名）社会保険事務所から未納通知が届いたので、それまで未納であった保険料をB市役所内のD銀行の出張所で納付した。その後の保険料も同出張所で定期的に納付した。」と主張しているところ、当時、A（地名）社会保険事務所では国民年金保険料を取り扱っていなかった上、C市は、「昭和38年から43年頃には、市役所庁舎内には、E銀行（当時）の出張所が指定金融機関として入っており、D銀行の出張所は入っていなかった。D銀行は、50年4月1日からB市役所内に入った。」と回答しているなど、申立人の主張及び「国民年金納付の経緯（詳細）」に記載された内容とは相違している点も見受けられ、申立人の申立内容が確からしいという心証は得られない。

さらに、申立期間②については、B市及びF市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和35年10月1日に初めて国民年金被保険者の資格を取得し、37年1月17日に資格を喪失、それ以降は、43年1月20日に再度資格を取得するまで国民年金に未加入の期間であり、当該資格記録は特殊台帳及びオンライン記録とも一致し、制度上、保険料を納付することができない期間である。

なお、B市の上記被保険者名簿の資格記録欄には、当初、昭和36年10月1日に強制加入被保険者としての資格を喪失し、同日に任意加入被保険者として資格を取得し、43年1月20日に同資格を喪失し、同日に強制加入被保険者として資格を取得したことが記載され、その後、これらの資格記録が現在の記録に訂正された記載が確認できることから、申立期間②についてはB市において任意加入被保険者期間として把握していた時期があったことがうかがえるものの、当該資格記録の訂正前に申立期間②に係る保険料が納付された場合、当該資格記録の訂正後に申立期間②に係る保険料は未加入期間に対する納付として、過誤納となり還付されることとなるが、当該被保険者名簿及び上記特殊台帳に申立期間②に係る保険料が還付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 62 年 3 月までの期間、平成元年 7 月及び 2 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月から 62 年 3 月まで
② 平成元年 7 月
③ 平成 2 年 7 月から同年 9 月まで

私が 20 歳になった昭和 60 年*月に、私の両親のいずれかが私の国民年金の加入手続きを行い、その後は、私が厚生年金保険から国民年金への切替手続きをその都度行った。申立期間の国民年金保険料は納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「両親のいずれかが、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付しているはずである。」と申述している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、20 歳に到達した昭和 60 年*月*日に資格を取得して以後、61 年 4 月 1 日に資格を喪失し、63 年 9 月 16 日に再度資格を取得しているところ、当該資格取得日及び資格喪失日に係る処理が同年 11 月 8 日に行われていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に記録された当該資格取得日及び資格喪失日は、全て同じ筆跡とみられ、まとめて記入されていることがうかがえる。

以上のことから、申立人が初めて国民年金の加入手続きを行ったのは、A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和 63 年 11 月頃と推認でき、この時点において、申立期間①のうち 60 年 5 月から 61 年 3 月までの保険料は時効により納付することはできず、また、同年 4 月から

62年3月までは国民年金に未加入の期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人及びその両親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、「厚生年金保険から国民年金への切替手続をその都度行い、保険料を納付しているはずである。」と申述している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間②及び③に係る国民年金の資格取得日及び資格喪失日並びに平成4年10月1日の資格取得日の処理が5年2月9日に行われていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に記録された当該資格取得日及び資格喪失日は、全て同じ筆跡とみられ、まとめて記入されていることがうかがえる。

以上のことから、申立人は、B社及びC社それぞれの厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の申立期間②及び③の期間中には厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っておらず、同手続を行ったのはD社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の平成5年2月頃と推認でき、この時点において、申立期間②及び③の保険料は時効により納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めすることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4529

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、義兄が事業主の事業所で15歳から住み込みで働いており、その後、義兄から国民年金保険料を給与から控除して納付しておくと言われた。国民年金は20歳から強制加入であるので、申立期間の保険料を納付していたはずなのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の義兄が事業主の事業所で申立人と一緒に住み込みで働いていたとする申立人の姉（五女）の手帳記号番号と連番であり、同姉が最初に受け取ったとする国民年金手帳には発行日が昭和44年3月10日と記入されていることが確認できることから、この頃に申立人及び同姉の国民年金の加入手続が行われたものと推認される。そして、申立人は、「国民年金保険料を徴収するために集金人が事業所に来ていた。」と申述しているところ、申立人が申立期間当時居住していたA（地名）においては集金人が現年度保険料のみを収納しており、同年3月を基準にすると、申立人の義兄が申立期間の保険料を集金人に現年度納付することは可能である。

しかしながら、申立期間の保険料を現年度納付するには、加入手続が行われたと推認される昭和44年3月以後、同年4月までに、12か月分の保険料を納付することが必要となるが、申立人は、「給与から保険料を控除されていたときに、保険料を遡って控除されたことはない。」と申述している。

また、前記の姉（五女）は、「弟（申立人）の国民年金の加入手続、保険料納付に関することは分からない。私の保険料は私自身が集金人に納付していた。また、国民年金手帳を受け取った後の保険料を納付したことはあ

るが、それ以前の保険料は納付していないと思う。」と申述している上、同姉も申立期間の保険料は未納であり、申立人と同じ記録となっている。

以上の状況を踏まえると、申立人の義兄が申立期間の保険料を集金人に納付していたと推認することは困難である。

さらに、申立人は、「申立期間当時、義兄の事業所で働いており、義兄から国民年金保険料を給与から控除して納付しておくと言われた。」と主張しているが、保険料を徴収するために集金人が事業所に来ていたこと以外に記憶が明確ではない上、申立人の義兄は既に死亡しており、義兄の妻である申立人の姉（二女）は、「事業所に関わる経理、金銭の支払等は主人が一人で行っていたので保険料のことは分からない。」と申述しており、申立期間に係る保険料納付の状況は不明である。

このほか、申立人及びその義兄が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

私は、平成 7 年 10 月 1 日から 16 年 3 月 31 日まで、A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務したが、給与明細書に記載されている勤務時間、勤務日数は実際の勤務時間、勤務日数と異なっているため、正しい勤務日数に基づいた支払基礎日数に従って計算された標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、事業主から提出された給与簿及び申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又はこれを下回っていることが確認できることから、申立期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人は、「所持する給与明細書に記載されている勤務時間及び勤務日数は実際の勤務実態と異なり、実際の勤務日数は毎月 20 日以上であったので、申立期間の標準報酬月額は実際の勤務日数を支払基礎日数として算定すべきである。」と主張しているが、事業主は、申立人に係る給与簿（貸金台帳）、平成 11 年 1 月から同年 12 月までの出勤簿、平成 11 年 4 月から同年 6 月までの勤務時間報告書等を提出し、「申立人から提出された給与明細書に記載され

ている勤務時間及び勤務日数は、実際の勤務時間及び勤務日数と相違していない。」と回答している。

また、上記給与簿及び給与明細書の記載内容は基本的に一致している上、オンライン記録における申立人の標準報酬月額は、当該給与簿及び給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に対応した標準報酬月額が記録されており、遡及訂正等の不自然な記録訂正が行われた形跡は無い。

関東千葉厚生年金 事案 5292

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 7 日から 13 年 7 月 1 日まで
私は、平成 12 年 6 月 7 日に A 社に入社し、13 年 6 月末日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間が無いことに納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 12 年分給与所得の源泉徴収票の「中途就・退職」欄における「就職 12 年 6 月 7 日」の記載及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所の申立期間当時の経理担当役員は、「申立人は、正社員ではなかったと思う。厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と回答している上、当該役員が当時作成したとする従業員の給与明細内容一覧により、申立人の給与から保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間を含む平成 12 年 4 月 1 日から 14 年 1 月 8 日までの期間、当時の住所地で国民健康保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録においては、申立期間は国民年金に加入しており申請免除期間であることが確認できる。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録の被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から28年1月まで
② 昭和29年1月から同年6月まで

私は、昭和27年4月から29年6月までA社B支社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は、28年2月1日に被保険者資格を取得し、29年1月1日に被保険者資格を喪失したことになるので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②においてA社B支社に継続して勤務していたと主張している。

しかし、申立てに係るA社及び同社B支社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在は不明であり、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、複数の元同僚に文書照会及び電話聴取を行ったが、具体的な回答及び申述は得られないため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除については確認することができない。

さらに、申立期間①及び②に係る申立人の被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録それぞれの厚生年金保険被保険者記録は一致している上、A社B支社は昭和29年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間②の一部は厚生年金保険の被保険者になり得ない期間である。

このほか、申立人の申立期間①及び②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A 社（現在は、B 社）に昭和 35 年 4 月 1 日に入社し、36 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 31 日となっているので、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された昭和 35 年採用者に係る社員台帳により、申立人は、36 年 3 月 15 日退職の旨記載されていることが確認できる。

また、事業主は、「社員台帳には、申立人は昭和 36 年 3 月 15 日退職となっているので、同年 3 月分の厚生年金保険料は控除していないと思う。」と回答している。

さらに、元同僚は、「申立人は、昭和 36 年 3 月頃まで勤務していたが、退職日までは分からない。」と供述している上、当該元同僚以外に申立人を知っている者は見当たらないことから、申立人が同年 3 月 31 日まで勤務していたことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5295

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、平成 7 年 6 月 5 日から同年 10 月 19 日までの期間及び 8 年 7 月 21 日から 10 年 2 月 28 日までの期間、A 社に勤務したが、2 度目の資格喪失日が同年 2 月 28 日とされており、被保険者期間 1 か月が欠落していることに納得できない。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社が作成した平成 10 年分給与所得の源泉徴収票の「中途・退職」欄に記載されている同年 2 月 28 日が同社の退職日であると申し立てている。

しかし、元事業主及び当時の顧問会計事務所は、「当該事業所の給与からの厚生年金保険料は翌月控除であった。」と回答していることから、上記源泉徴収票の社会保険料控除額は、平成 9 年 12 月分及び 10 年 1 月分の保険料であると推認される。

また、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票には、申立人の離職日は平成 10 年 2 月 27 日と記載されており、雇用保険の加入記録と一致している上、オンライン記録とも符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 2 月から 40 年 8 月末日まではA事業所に、41 年 3 月から 43 年 10 月末日まではB事業所にそれぞれ勤務した。申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにおいて、A事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた事業主は、生年月日が不明であるため、当該事業所の事業主を特定できない上、元同僚の氏名も記憶していないことから、元同僚への聴取もできず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにおいて、B事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた事業主は、苗字のみであるため、当該事業所の事業主を特定できない上、元同僚の氏名も記憶していないことから、元同僚への聴取もできず、申立期間における申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5297 (事案 2043 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
私は、申立期間において、A社に勤務し、B組合連合会理事長による 14 年勤続表彰を受章していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主及び複数の元同僚の供述から申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、i) 雇用保険の加入記録及びC厚生年金基金の記録から、申立人は昭和 47 年 3 月 1 日にそれぞれ加入していることが確認でき、いずれの記録も厚生年金保険の資格取得日と一致していること、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番が無いこと、iii) 当該事業所は平成 8 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、22 年 6 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たに昭和 44 年 10 月 4 日に開催されたD組合創立 10 周年記念式典におけるB組合連合会(現在は、E組合連合会)理事長による「14 年勤続表彰」の賞状を提出し、「申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

しかし、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できるが、E組合連合会は、「申立人の厚生年金保険の記録については分からない。」と回答しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5298（事案 786 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 25 日から同年 10 月 21 日まで

私は、昭和 37 年 12 月末に A 社を辞めてすぐに、技術者を募集していた B 社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いということに納得できない。私の記憶では、申立期間、当該事業所に勤務しており、前回判断は納得できないことから、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 38 年 10 月 21 日に資格を取得したことが確認できること、ii) 元同僚二人が供述する自身の勤務開始時期よりも後に当該同僚二人の資格取得日が確認できること、iii) 事業主は申立期間当時の関係資料は既に廃棄したとしており、申立人の雇用実態及び保険料控除の実態が不明であることなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 6 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「B 社は、自分の勤務開始とほぼ同時期に、業務用機器を購入したので、販売記録を確認してほしい。」と主張しているが、販売先と推認される C 社（現在は、D 社）は、「保存期間を経過しているため、販売記録は確認できない。」と回答している。

また、申立人は、「B 社の元役員から、入社時に支度金を支給された。」と主張するが、当該元役員は既に他界しており、勤務実態について供述は得られない。

さらに、申立人に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人の被保険者記号番号は、昭和 38 年 11 月 19 日に払い出され、

申立人は、同年 10 月 21 日に資格取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 1 日から 35 年 2 月 24 日まで
② 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 3 月から 35 年 2 月まで A 事業所に、同年 3 月から 36 年 8 月まで B 事業所に勤務していたが、退職後、申立期間について脱退手当金は受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間について脱退手当金は受け取っていない。」と主張しているが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、「脱 (C (地名))」表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立人の申立期間②の事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 12 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5300 (事案 3926 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 38 年 1 月 27 日まで
前回の申立てでは、私の厚生年金保険被保険者記録の訂正は認められないという結果だったが、私は、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無く、納得できない。新たな資料等はないが、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和 38 年 7 月 12 日に支給決定されているとともに、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 上記被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年1月27日の前後2年以内に資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格を有する18人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、11人(申立人を含む)に支給記録があることなどを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年9月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給しておらず、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人からは申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料等の提出は無く、このほか年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。